

広島県訓令第5号

本 庁
地 方 機 関

広島県副知事の担任意務等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十四年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県副知事の担任意務等に関する規程の一部を改正する訓令

広島県副知事の担任意務等に関する規程（平成十九年広島県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号口中「定員」の下に「、組織」を加え、同条第二号口中「、営繕課」を削り、「戦略企画チーム」を「経営企画チーム」に改め、同号二を削り、同号ホ中「、土木局及び都市局」を「及び土木局」に改め、同号中ホをニとし、へをホとし、同条第三号中ハを削り、ニをハとし、ホをニとする。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。